第

2264

묶



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 4月 1日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 空き部屋を貸したことによる所得

A:原則として確定申告しなければなりませんが、部屋の貸し付けによる所得が20万円以下であれば、申告する必要はありません。

## 【解説】

ご質問のように部屋を貸したことによる所得は、単に部屋を貸すだけということであれば、不動産所得となりますが、まかない(食事)付きの下宿のように、ただ不動産を貸すだけでなく何らかのサービスを伴うような場合は、その経営の規模によって、事業所得又は雑所得となります(一室を貸すだけということであれば、事業というほどの規模ではありませんので雑所得となります)。

いずれの場合も、建物の減価償却費や固定 資産税、光熱費といった費用のうち、貸し部 屋に対応する部分については、必要経費とし て家賃収入から差し引くことができます。

また、サラリーマンが副収入を得た場合には確定申告するのが原則ですが、給与所得以外の所得が20万円以下であれば、申告しなくてよいこととなっていますので、収入金額から必要経費を差し引いた後の不動産所得又は雑所得の金額が20万円以下であれば、確定申告をする必要はありません。







